

平成26年度鎌ケ谷市予防接種委員会会議録

開催日時 平成26年12月11日（木）午後2時から3時まで
開催場所 総合福祉保健センター 4階会議室
委員出席者 中井 愷雄、畑 衛、引田 満、新 玲子、池田 紀子、
山口 清（鎌ケ谷市教育委員会生涯学習部長）、望月 忠（鎌ケ谷市健康福祉部長）、菅井 智美（鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課長）
(欠席者 石川 広己)
関係者 宗川 洋一（鎌ケ谷市市民生活部長）
事務局出席者 西山 珠樹（健康増進課主幹）、本間 恵（健康増進課予防係長）
吉田 千代（健康増進課主査）
司会 事務局 西山 珠樹
傍聴の希望はなし

1 会議の公開

(事務局 西山)

ただいまから平成26年度第2回鎌ケ谷市予防接種委員会を開催いたします。今回の議題は、「鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について」でございます。今回の会議では、鎌ケ谷市予防接種委員会要綱第7条「委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる」に基づき、議題「鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について」に関して、市の危機管理に関する総合調整の担当部であり、本計画の「市民生活及び市民経済の安定の確保」の部分で、大きな役割を担うこととなる市民生活部の意見を聴取することが必要であると考えため、市民生活部長に出席をいただいております。なお、1号委員の石川広己様は欠席でございます。

これ以降の会議につきましては、「鎌ケ谷市予防接種委員会要綱」第6条の規定により、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、畑委員長に議事の進行をお願いいたします。

(畑 委員長)

それでは、まず、会議の公開についてお諮りいたします。事務局に説明を求めます。

(事務局 西山)

「鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」の第3条「審議会等の会議は、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合を除き公開とする」となっております。

本日は、冒頭でも申し上げましたとおり、「鎌ケ谷市新型インフルエン

ザ等対策行動計画」(案)について」ご審議いただく会議になり、「鎌ヶ谷市情報公開条例」第8条に係る個人情報の取扱いはございませんので、公開とすることとして、お考えいただいでよろしいかと思われま。

また、「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」第7条では、「審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、会議録を速やかに作成するものとする。」とございますので、会議録の作成についても併せてお諮りいたします。なお、会議録につきましては、速やかに概要をまとめ、ご報告させていただきます。

(畑 委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、この会議を公開することとし、会議録を作成することにご異議はございませんか？

(全員) 異議無し

(畑 委員長) ご異議がございませんので、本日の鎌ヶ谷市予防接種委員会は、公開と決定させていただき、会議録を作成させていただきます。

2 会議録署名人の選任

(畑 委員長) 次に「会議録署名人の選任について」でございますが、事務局に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか？

(全員) 異議無し

(畑 委員長) では、事務局お願いします。

(事務局 西山) 会議録署名人の選任については、ご出席いただいている委員の中で、慣例に従い名簿順にお願いします。今回は、引田委員と池田委員にお願いしたいと思います。

(畑 委員長) それでは、引田委員と池田委員お願いいたします。

3 鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画について

(畑 委員長) さて、今回の議題は「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」(案)についてとなっております。内容について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局 本間) 新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、

世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されております。

また、感染力の強さから新型インフルエンザ等と同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生した場合にも、国家の危機管理として対応する必要があり、その法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月に施行されております。

この特措法第8条の規定により、市は県の行動計画に基づき、市の行動計画を作成することとなっております。特措法第6条第5項の規定により、「行動計画の案を作成しようとするときは、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない」となっているところでございます。

当委員会の所掌事務は、本市が実施する予防接種の実施計画及び予防接種事故発生時の対応等について、指導及び助言を行うこととなっております。本計画（案）に予防接種の計画も盛り込まれてございますので、この場をお借りしまして、本日は、ご意見をお聴かせいただきたいと思っております。

さて、本計画（案）につきましては、事前にお目通しいただいておりますので、概略を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

「鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要」をご覧ください。

1頁の3 鎌ケ谷市の行動計画の対策の目的ですが、国、千葉県と同様の2点、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生活及び健康を保護すること、市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることとさせていただきます。2頁の概念図のとおり、対策を実施した場合は、市民生活などに及ぼす影響が少なくなるように、そのピークを遅らせ、また、ピーク時の患者数等を少なくしていこうというものです。

2頁の4、被害想定、3頁の5、発生段階につきましては、記載のとおりでございます。

3頁の6、行動計画の主要6項目は、1. 実施体制、2. 情報の収集・提供・共有、3. まん延防止、4. 予防接種、5. 医療、6. 市民生活及び市民経済の安定の確保としており、発生段階ごとに対応していく構成になっております。それを一覧にまとめたものが、5頁の7、発生段階ごとの主な対策として掲載したものでございます。

本市は、国の基本的対処方針に基づき、千葉県と連携して対策を実施することとなりますが、市の役割の大きなものとして、市民や市内施設、事業所等へ情報提供、市民の相談窓口、予防接種（特に住民接種）、発生時の要援護者（高齢者、障がい者、生活保護世帯等）の支援、緊急事態宣言時に不要不急の外出自粛の強い勧奨や市施設使用制限への対応、イベント中止等が出てくると思われます。また、患者さんで亡くなる方が増えた場合は、火葬場が能力を超えてしまうことも想定でき、遺体の安置場所の確保と火葬にするまでの保存がでございます。なお、ごみの排出抑制につきましては、千葉県の

計画に明記はございませんが、ごみの収集ができない事態では、公衆衛生上の問題も出てくるため、市民へのご協力をお願いしたいということで記載しております。

流行期間は、約8週間と想定しており、ピーク時の2週間は、罹患や家族の世話、保育園の臨時休業で出勤できないなどで、従業員の最大40%程度が欠勤すると想定され、人的被害が大きく、全庁的な取組みをしなければ対応できかねるものであり、千葉県の計画や、他市の計画、鎌ヶ谷市の地域防災計画を参考に、担当部署を記載してございます。なお、詳細な役割分担につきましては、今後、それぞれのマニュアルを作成するなかで、決定する予定でございます。

以上、簡単な概要となりますが、ご審議をお願いいたします。

(畑 委員長) 何かご意見ご質問ございますでしょうか。

これは、アウトラインということで、細かな医療の面などの計画についてはいかがでしょうか。

(事務局 本間) 医療の部分は、県の行動計画には医療の部分が細かく入っており、市は県と連携し、協力するという計画になっております。

(畑 委員長) 国内で少数の患者が出始めたときの不要不急の外出自粛の勧奨に関してはいかがでしょうか。あまり、制限できるものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 本間) 内閣官房の「新型インフルエンザ等対策に関する調査（国民意識調査）結果」によりますと、緊急事態宣言があり、不要不急の外出自粛要請がされた場合、短くて2日、長くて1週間程度は協力できるという結果になっております。

ただし、強制できることではないので、感染予防ということで、普段（未発生時）から、うがい・手洗いについて積極的に教育していくことが担当課としては重要と考えています。うがい・手洗い等は、新型インフルエンザ等だけでなく、全ての感染症に共通するものですので、自分が感染するのを防ぐという視点で、そのような事態が発生したときには急用でなければ外出しないと、つながっていくように思います。

(畑 委員長) 患者さんが他人へ感染させるのを防ぐよりも、健康な人が感染しないために外出しないということでしょうか。

(事務局 本間) このときの不要不急は、その考えだと思います。

患者さんが他人へ感染させないためには、マスクの着用を徹底することなどが大切ですが、日常の中で、咳が出ているのにマスクをしない人も見かけられます。そういうことが少なくなるような働きかけをしていかなければいけないと思っています。

(畑 委員長) 同様の会議が習志野保健所でありましたときに、医療機関の方が新型インフルエンザの患者さんが受診されたら、マスク、手袋をして、防護服を着て、診察から会計までをするマニュアルを作っていると話されていました。医療機関内はそれで感染防御になりますが、患者さんが帰宅した後はどうなるのかと確認いたしました。新型インフルエンザの診断が確定して、絶対外出してはならないという説明をして帰宅した後、5日間、誰が見守るのかと伺いましたが、監視しているのは難しい話です。患者さんも含めて行動の制限は、実際に行うとなると非常に難しいと思います。

何か、ご意見、ございませんでしょうか。引田委員、いかがですか。

(引田 委員) これはあくまで総論的なものであり、この計画自体に問題はないと思います。実際に各論となったときに大変だろうと感じています。

(畑 委員長) 中井委員、いかがですか。

(中井 委員) 特にありません。

(畑 委員長) ほかにご意見、ございませんか。新副委員長、いかがですか。

(新 副委員長) 今後マニュアルが作成されると思うのですが、その中で庁内全体としてどう落とし込んでいくかが問題だと思います。先ほど、畑委員長の話の中にもありましたが、一般市民への教育、啓発、リスクコミュニケーションがとても大切になってくるので、平常時対策が市の役割として大きいと思います。また、不要不急の外出を要請するのならば、備蓄はどうするのかという視点も非常に重要になってきますので、平常時の対策と併せてしっかり盛り込んでいただきたいと思います。

(畑 委員長) ほかにご意見、ございませんか。

特にご意見が無いようでしたら、本計画(案)については、承認するという事で、本委員会での合意事項として決定し、提案したいと思います。いかがでしょうか。

(全員) 異議無し

(畑 委員長) それでは、最後になりますが、その他ということで事務局から何かありますか。

(事務局 西山) はい。本計画(案)の今後の策定スケジュールについて、ご説明させていただきます。

12月18日から1月16日までの間、パブリックコメントを行い、必要があれば修正を行ったうえで、1月下旬以降、庁内の手続きを進め、2月上旬以降、市長決裁手続きを経て、計画の決定を行う予定でございます。

その後、市議会への報告、予防接種委員会の委員の皆さまへの報告、千葉県への報告を経まして、3月中に計画の公表を行う予定です。

また、行動マニュアルの策定につきましては、計画の策定とともに、早急に進めていきたいと考えております。今後も、委員の皆さまのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(畑 委員長) ほかに委員の皆さまからは、ご意見、いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、以上で本日の議題は、全て終了いたしました。以上をもちまして鎌ヶ谷市予防接種委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

以上会議の経過を記載し、相違ないことを証する。

平成27年1月26日

署名 引田 満

署名 池田 紀子